

目標 5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

1. 解説

ジェンダー平等の実現は、すべての人が自らの能力を最大限に発揮するための機会を享受するにあたって不可欠です。またそのことは、持続可能な社会を築くためにも必要な基盤となります。しかしながら、教育や経済的資源へのアクセスを始めとする様々な場面において女性・女児が平等な機会を得られていない状況は、世界各地において顕著にみられています。また、このような状況は日本においても例外とは言えず、例えば政治的・経済的な意思決定のプロセスにおいて、女性の参画が著しく遅れている現状があります。ジェンダー平等の実現を通してこれらの状況を改善することは、すべての人が基本的人権を享受することができる未来への一歩であると同時に、持続可能な社会を推進することにもつながるのです。

以上を踏まえ、目標5は9つのターゲットの達成を通してジェンダー平等の実現を目指します。まず、ターゲット5.1から5.6までは目標の達成に向けての直接的な貢献が期待される項目となっています。5.1では「差別の撤廃」、5.2では「暴力の排除」、5.3では「有害な慣行の撤廃」が取り

上げられており、女性及び女児への差別や暴力を無くすことが求められています。続いて、5.4では「家事や育児などの無報酬労働の認識及び責任分担」、5.5では「意思決定への女性の参画」を取り上げ、女性及び女児に対して経済的、政治的な機会を平等に提供することが目指されています。5.6は「性と生殖に関する健康・権利（SRHR）」に関するターゲットであり、すべてのカップルと個人が性と生殖に関する決定を自らの責任において自由に行うことができ、そのために必要な情報や手段へのアクセスを享受できることが目標となっています¹。

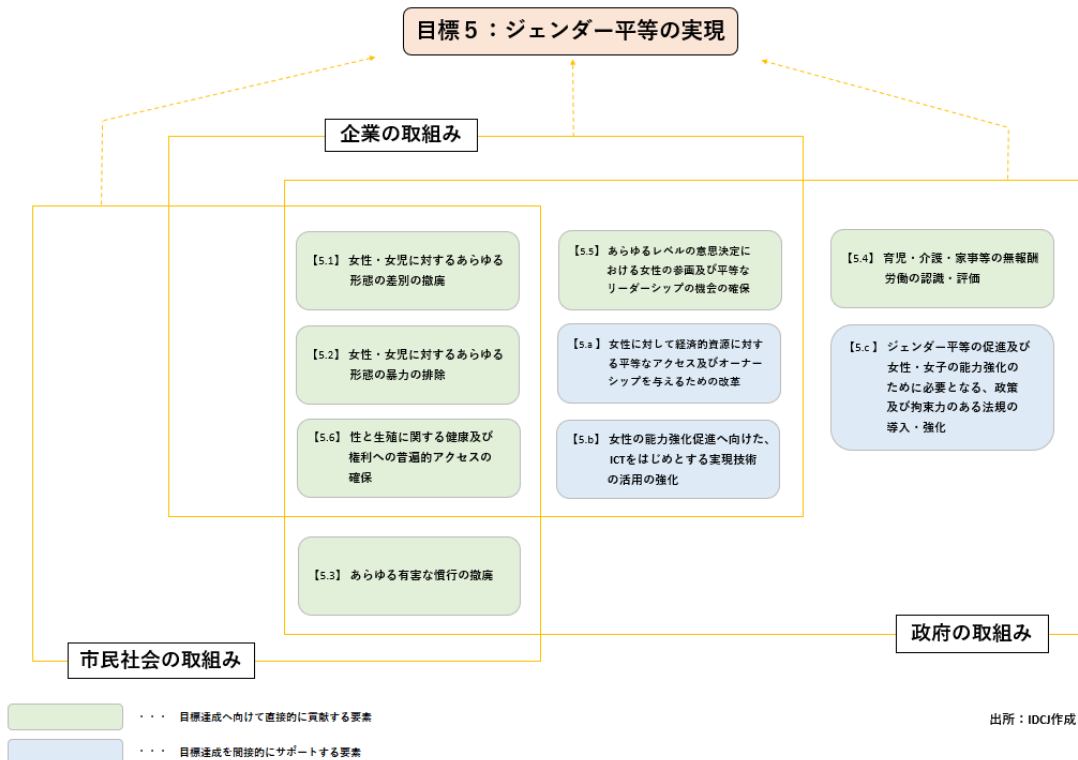
上記6つのターゲットに加え、残りの5.aから5.cでは目標達成を間接的にサポートするための実施手段や必要な制度の整備が示されています。5.aは「経済的資源に対する平等なアクセス及びオーナーシップのための改革」、5.bでは「ICT等の実現技術の活用」、そして5.cでは「ジェンダー平等を促進するための政策や法規の整備」が目指されています。

¹ 国連人口基金東京事務所「用語集（性と生殖に関する健康）」、<https://tokyo.unfpa.org/ja/glossary#glossary-content-3>（参照日：2018年7月12日）。

ターゲット

5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

2. 世界の現状



図：ターゲット相互の関係

2-1. 人身売買および女性・女子の性的搾取

人身売買はその被害者に対して多大なる肉体的・精神的ダメージを与える深刻な問題であり、今日解決すべき重要な課題として位置づけられています。その正確な統計を把握することは困難であるものの、国連薬物犯罪事務所（UNODC）によると、2012年から2014年の間には世界106の国・地域において、合計63,251人が人身売買の被害者となったことが報告されています。

近年、強制労働を主な目的とした男性の被害者数が増加傾向にあるものの、依然として被害者の大部分を占めているのは女性・女子です。2014年のデータによると、報告されている17,752人の被害者の内、51%が18歳以上の女性、20%が18歳未満の女子であり、被害者全体の内71%が女性または女子であったことが明らかになっています²。これらの被害者は、縫製工場や農場での強制労働や強制結婚など、多岐にわたる目的のために人身売買の対象となります。しかし、その中でも最も多くを占めるのが強制売春やポルノの製作を始めとする性的搾取であり、被害者となる女性・女子のうち、約4人に3人がこの目的のために人身売買に巻き込まれている現状があります³。

2-2. 根強く残る早期結婚の慣行

今日の世界の女性・女子のうち、約7億5000万人が18歳の誕生日を迎える前に結婚をしました⁴。早期結婚は教育を受ける機会の損失や家庭

内暴力に遭うリスクの増加などとの関連性が指摘されており、問題視されています⁵。また同時に、若年妊娠とも関連付けられており、女子の生命にかかわる妊娠・出産時の合併症や、産科ろう孔（フィスチュラ）の要因となり得ることからも懸念されています⁶。

世界的にみると早期結婚の比率は徐々に低下しており、1990年には3人に1人の女子が18歳未満で結婚していたものの、今日ではその割合は4人に1人となっています。また、15歳未満の女子の結婚も、1990年の10%から、今日では6%まで減少しています。しかしながら、早期結婚の慣行が世界各地で見られる状況はいまだ変わらず、とりわけ西・中央アフリカにおいては40%以上の女子が18歳になる前に、また約15%が15歳になる前に結婚をしています⁷。

2-3. 限定的な女性の意思決定プロセスへの参画

政治・経済・公共分野でのあらゆる決定において女性の意見を十分に反映するためには、女性の意思決定プロセスへの参画が1つの重要な要素となります。

例えば、政治分野における女性の意思決定プロセスへの参加を考えるにあたり、国会における女性議員の比率は1つの重要な指標となります。世界平均では2018年6月時点の女性国会議員の比率は23.8%となっており、その割合はいまだに低いものの1997年1月時点の11.7%と比較す

² UNODC (2016) 「Global Report on Trafficking in Person 2016」, p.23, <https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/glotip/2016_Global_Report_on_Trafficking_in_Persons.pdf> (参照日: 2018年7月14日)。

³ 同上, p.26.

⁴ UNICEF (2017) 「Is Every Child Counted? Status of data for children in the SDGs」, p.54, <<https://data.unicef.org/wp-content/uploads/2017/04/SDGs-publication-SPREADS-WEB-1.pdf>> (参照日: 2018年7月14日)。

⁵ 同上.

⁶ 国連人口基金東京事務所「用語集（性と生殖に関する健康）」, <<https://tokyo.unfpa.org/ja/glossary#glossary-content-3>> (参照日: 2018年7月12日)。

⁷ UNICEF (2017) 「Is Every Child Counted? Status of data for children in the SDGs」, p.55, <<https://data.unicef.org/wp-content/uploads/2017/04/SDGs-publication-SPREADS-WEB-1.pdf>> (参照日: 2018年7月14日)。

ると増加傾向にあるといえます⁸。しかしながら、地域間では大きな違いが見られ、北欧諸国（41.4%）、米州（28.9%）、北欧を除く欧州安全保障協力機構加盟国（26.3%）が平均値を引き上げている一方で、アジア（19.8%）、アラブ諸国（18%）、太平洋諸国（15.6%）においては大きな遅れがみられます⁹。日本も後者における例外ではなく、2018年6月時点での女性国会議員比率は世界193か国中158位であり、その値はわずかに13.7%に留まっています¹⁰。

きていない現状があります¹³。その理由としては、避妊具の供給量不足や避妊具に関する知識が不足していることなどを始め多岐にわたりますが、その1つとしてパートナーや家族からの同意が得られないといった社会的な障壁も挙げられています¹⁴。

2-4. 性と生殖に関する健康へのアクセス

性と生殖に関する健康（SRH）とは、性に関する身体的、精神的、社会的な健康のことであり、「人が安全で満ち足りた性生活を営み、結婚をするかしないか、子どもを産むか産まないか、産むなら何人産むかを自由に決められること」を指します¹¹。自らの意思により、女性およびカップルが結婚、妊娠などの時期を決定することができれば、女性が教育を修了し、将来の選択肢を広げるための一助にもなり、ジェンダー平等の推進につながることが期待されます¹²。

SRHへのアクセスを確保するにあたり、近代的な避妊具は重要な役割を果たします。しかしながら、アフリカを始めとする開発途上国・地域において、妊娠を望まない約2億1400万人の出産可能年齢にある女性・女子が、近代的な避妊具を使用で

⁸ Inter-Parliamentary Union (2018) 「Women in National Parliament」, <<http://archive.ipu.org/wmn-e/arc/world010618.htm>> (参照日: 2018年7月12日)。

⁹ 同上。

¹⁰ Inter-Parliamentary Union (2018) 「Women in National Parliament」, <<http://archive.ipu.org/wmn-e/arc/classif010618.htm>> (参照日: 2018年7月12日)。

¹¹ 国連人口基金東京事務所「用語集（性と生殖に関する健康）」, <<https://tokyo.unfpa.org/ja/glossary#glossary-content-3>> (参照日: 2018年7月12日)。

¹² UNFPA (2017) 「Family planning」, <<https://www.unfpa.org/family-planning>> (参照日: 2018年7月12日)。

¹³ WHO (2018) 「Family planning/Contraception」, <<http://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/family-planning-contraception>> (参照日: 2018年7月12日)。

¹⁴ UNFPA (2017) 「Family planning」, <<https://www.unfpa.org/family-planning>> (参照日: 2018年7月12日)。

3. ゴール達成のために私たちができること

目標5「ジェンダー平等の実現」へ向けて私たち企業ができる取組みは、大きく以下の2つに整理することができます。1つは「組織面での取組み」であり、組織内部の体制や構造の改善を通してジェンダー平等の実現に貢献することを指します。もう1つは「事業面での取組み」であり、事業活動の展開を通じて社会におけるジェンダー平等の実現に貢献することを意味します。以下ではそれぞれにつき、具体的にとれそうなアクションの内の一部を示します。

組織面での取組み

女性に対する差別的な雇用条件・待遇等の見直し

ターゲット5.1では「全ての女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃」が目指されています。このターゲットの達成に向けて企業ができる取組みの1つとしては、女性に対する差別的な雇用条件や待遇の見直しを行うことが挙げられます¹⁵。

また上記に加え、就労継続や昇進などにおいて女性が不利にならないための環境を整備することも、このターゲットの達成へ向けた貢献と考えられます。例えば、2015年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した調査では、46.9%もの女性が第一子の出産を機に退職したことが明らかになり、その理由の1つとしては出産後の職場復帰の難しさが挙げられます¹⁶。しかしながら、短時間勤務制度や育児休業制度の整備は出産後の女性の離職防止につながることで報告されており、それらを通して女性が就業の継続において不利になら

ないための環境を整えることは、企業が実施できる取組みの1つと考えられます¹⁷。

セクシュアルハラスメントへの対策

ターゲット5.2では「公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力の排除」が目指されており、職場におけるセクシュアルハラスメントに対処する体制を整備することは、このターゲットの達成に向けた取組みとなります。

セクシュアルハラスメントへの対策は、大きく以下の3つに分けられます¹⁸。第1は、「発生の防止」です。具体的には、セクシュアルハラスメントに該当する行為・言動を労働者に対して明確に示し、行為者に対しては厳正に対処する旨を就業規則等において明文化することが必要となります。しかしながら、これらの防止対策に努めていてもセクシュアルハラスメントが発生する可能性はあります。そのため、第2には「被害の発生を把握するための体制整備」が求められます。具体的には、労働者のための相談窓口をあらかじめ定めることが挙げられます。また形式的な窓口の設置だけでは十分ではなく、労働者への周知および利用しやすい環境の整備が必要となります。そのため、メール・電話・面談など、複数の方法で相談を受けられる体制を整えることや、匿名での相談を可能とすることなどが求められます。そして、第3には「事後の迅速かつ適切な対応」が挙げられます。被害者より相談を受けた後は、迅速かつ正確な事実関係の確認を行い、被害者に対する配

¹⁵ 性別に基づく差別的扱いは、賃金に関しては「労働基準法第4条」の男女同一賃金の原則において、また採用・配置・昇進・雇用形態などに関しては「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」において禁止されています。

¹⁶ 国立社会保障・人口問題研究所（2017）「現代日本の結婚と出産—第15回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書—」, pp.54-55, <http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf>（参照日：2018年7月26日）。

¹⁷ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局（2015）『～円滑な育休取得から職場復帰に向けて～ 中小企業のための「育休復帰支援プラン」策定マニュアル』, pp.89-91, <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160758.pdf>>（参照日：2018年7月26日）。

¹⁸ 【参考】厚生労働省（2015）「事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です！！」, pp.6-15, <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00.pdf>>（参照日：2018年7月12日）。

慮の措置および行為者に対する厳正な対処が求められます。また同時に、再発防止に向けた措置を行う必要があります。

管理職に占める女性の割合の向上

ターゲット 5.5 では「意思決定における女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保」が求められています。企業において管理職及びその他の指導的地位における女性の割合を向上し、女性の能力が十分に発揮されるための機会や環境を確保・整備することは、このターゲットの達成に貢献する取組みと言えるでしょう。

日本では内閣府・男女共同参画推進連携会議より、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」（「2020年30%の目標」）が設定されています¹⁹。そして、企業においては、課長相当職以上の役職に占める女性の割合を向上することが目指されています。また、2016年4月には「女性活躍推進法」が施行され、労働者301人以上の大企業には、(1)「自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析」、(2)「その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表」、(3)「自社の女性の活躍に関する情報の公表」の3つが求められることとなりました（300人以下の中小企業については努力義務が課されています）²⁰。

こうした取組みの実施状況が優良な企業は「えるぼし認定」²¹や「なでしこ銘柄」²²などの行政に

よる表彰・認定の対象にもなり、公共調達や投資の受入れにおいて有利に働く可能性があります。

事業面の取組み

開発途上国における避妊具へのアクセスの向上

ターゲット 5.6 では「性と生殖に関する健康及び権利（SRHR）への普遍的アクセスの確保」が掲げられています。また、上記2-4では、近代的避妊具へのアクセス向上がそのターゲットの達成において重要であること、そして供給量不足がアクセスを妨げる1つの要因となっていることについて取り上げました。これらを踏まえて企業ができる事業面での取組みの1つとしては、避妊具およびその他 SRHR に係る生理用品等の安定した供給網を確立することが考えられます。また、若い世代や低所得者層にとってもアクセスが可能となるためには、それらを安価で供給する必要があります。

金融サービスへのアクセスの改善

ターゲット 5.a では、「女性の経済的資源に対するアクセスの改善」が目指されており、その中には金融サービスへのアクセスを向上することも含まれます。開発途上国において、女性の金融サービスへのアクセスは男性と比較して限定的であり、女性が平等な経済的機会を享受することを妨げる1つの要素となっています²³。このことに対する企業の取組みとしては、女性を対象としたマイク

¹⁹ 内閣府男女共同参画局（2011）『「2020年30%」の目標の実現に向けて』〈http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/2020_30/index.html〉（参照日：2018年7月12日）。

²⁰ 【参考】厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」, 〈<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>〉（参照日：2018年7月21日）。

²¹ 同上。

²² 【参考】経済産業省「女性活躍に優れた上場企業を選定「なでしこ銘柄」」, 〈<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>〉（参照日：2018年7月21日）。

²³ World Bank（2014）「Expanding Women's Access to Financial Services」, 〈<http://www.worldbank.org/en/results/2013/04/01/banking-on-women-extending-womens-access-to-financial-services>〉（参照日：2018年7月21日）。

ロファイナンス等のサービスの拡大を通して、女性の金融サービスへのアクセス改善に貢献することが考えられます。